

市立池田病院経営強化支援業務委託仕様書

1. 業務名

業務名は、「市立池田病院経営強化支援業務」（以下「本業務」という。）とする。

2. 目的

本業務では、当院の経営改善・収益向上に向けて、市立池田病院経営強化プラン（以下「当院プラン」という。）の進捗確認及び当院への経営改善策の提案・実行を支援するものである。

本業務における経営改善とは、事務職員に限らず医療職も含めた病院経営に係る意識の浸透、高度なDPCデータ分析等に基づく提案とその実行支援について重点を置くものとする。

例えば、当院の担当事務職員への助言・指導だけでなく現場の医療職へのヒアリング・現場介入、また、当院のビッグデータ（DPCデータを含む）を活用した具体的な分析資料や改善手法の提案、専門知識やノウハウの助言等、随時病院職員と連携し、臨機応変な支援策の提案およびその実行支援をするものである。

3. 契約期間

契約の翌日から令和7年3月31日まで

4. 履行場所

大阪府池田市城南3丁目1番18号 市立池田病院内

感染症対策及び効率性の観点から、リモート対応が適当だと当院が判断した場合は、この限りではない。

5. 委託内容

本業務における委託内容は以下のとおりとする。また、受託者は契約締結後、速やかに必要な書類を提出し、委託者の承認を得たうえで各委託内容を実施していくこと。

各委託内容に関しては、一定の方針を以下に示すが、目的の達成や質の向上のため優先して

着手すべき事項が適宜発生することが想定されるため、当初の計画に基づかない例外的な内容については受託者が提案する推進計画に委託者同意の元、拠ることができる。

業務の遂行にあたっては各委託内容の現場対応・納品物等の一貫性や精度を担保するため、原則として責任者が各委託内容に参加し、全体の一貫性や精度を高めることに留意しなくてはならない。例えば、各委託内容それぞれに担当者を設置した場合においても、責任者は都度会議、現場調整に出席し、現場対応の一貫性や納品物等の完成度を高められるような措置をとること。

(1) 当院プランに関する進捗管理

下記項目を想定しているが、必要に応じて詳細な目標の設定や提案及びそれらについての進捗管理についても対応すること。

- (ア) 経常収支比率、修正医業収支比率
- (イ) 1日平均入院患者数、病床利用率、1日平均入院診療単価
- (ウ) 1日平均外来患者数、1日平均外来診療単価
- (エ) 給与費対医業収益比率、材料費対医業収益比率
- (オ) その他（当院の目標達成・課題解決に向けた詳細項目に関する設定と提案）

(2) 当院への経営改善策の提案・実行支援

当院への経営改善策の提案と実行支援業務。内容については当院プランに基づくが、高度なビックデータ（DPCデータを含む）分析による具体的な分析資料や改善手法についても都度提案を行い、その実行支援を行うこと。

- (ア) DPCデータ分析
 - ・入院収益に関わる提案及び実行支援
 - ・外来収益に関わる提案及び実行支援
 - ・クリティカルパスの見直し及び実行支援
 - ・ベンチマーク分析

（データ精度及び説得力の観点から全DPC病院の半数以上のデータでの比較が望ましい）
- (イ) 紹介・救急・健診データ分析
 - ・紹介患者増に関わる提案及び実行支援
 - ・救急患者増に関わる提案及び実行支援
 - ・健診患者増に関わる提案及び実行支援

(ウ) その他

- ・その他当院の経営改善に関わる提案及び実行支援

(3) 専門知識やノウハウを活用した経営改善に向けた現場への直接介入

経営改善に向けた助言・指導を通じて現場支援を行う業務。助言・指導に当たっては事務局担当者のみならず現場の医師や看護師、医療従事者への定期的な直接介入を行うこと。

また、事務部担当者と協力し現場のサポートを行うことを通じて、事務部担当者のみならず現場医療職の病院経営に係るスキルアップに寄与できるよう留意すること。

なお、本支援業務における直接介入とは、当院に勤務する医師や看護師、医療技術職員、事務職員と直接的なコミュニケーションを通じて助言・指導を行い、業務改善を行うことを指す。(以下、例示)

- ・経営会議及び運営会議の運営支援（出席・資料説明・議事録作成）
- ・当院の増収プロジェクトチームへの参与
- ・増収プロジェクトチームと本業務との内容（方向性）の摺合わせ
- ・院内ヒアリング（毎年実施をしている各診療科へのヒアリング）の運営支援（経営改善に向けての重点診療科については対面参加、その他診療科についてはリモートでの参加可）

6. 業務履行にあたっての注意事項

- (1) 受託者は、本業務を行うに当たって作業責任者を定め、作業責任者及び作業従事者の所属、氏名を契約後作業開始前に届け出ること。
- (2) 本業務の主担当者は、総務省が提示する「公立病院改革ガイドライン」や厚労省が示す「診療報酬改定」、地域医療に係る医療動向、その他医療に関わる政策、通達等に対し、公立病院への助言や改善支援を速やかに行える経験及び力量を有する者を配置し、必要に応じて支援すること。
- (3) 本業務の主担当者は、当院の医師や看護師、医療技術職員、事務職員等が抱える課題等を抽出し、直接コミュニケーションをとることで業務改善、課題解決等を行える経験及び

力量を有する者を配置し、委託者へ共有の元、必要に応じて直接当院に勤務する医療従事者への現場介入を行うこと。

- (4) 受託者は、本業務に関連して入手した資料と業務上知り得た情報について、本業務の実施中及び終了後においても機密保持のため十分な体制・設備により適切に管理し、漏えいや紛失を防止すること。また、本業務目的以外に利用しないこと。
- (5) 成果物及び作成途中の資料については、途中の成果物も含め著作権、著作権の全ての権利について委託者に帰属する。また、委託者の許可なく使用し、又は掲載してはならない。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議して決定するものとする。
- (7) 受託者は、委託者の求める報告書の提出及び監査に随時応じること。
- (8) 受託者は、本業務の主担当者に不測の事態が生じ受託業務に支障が生じる恐れのあるときは、委託者と協議の上速やかに代替者を配置すること。また、受託者は、業務を履行するに当たり事故が発生した場合には、速やかに委託者に報告すること。事故の内容により、委託者が公表の必要があると判断した場合には、受託者名を公表する必要があることに留意すること。
- (9) 受託者は、業務に従事する全ての者と個別に退職後も有効な守秘義務契約を締結しており、その内容を証明する書面等を提示及び提供できること。
- (10) 受託者は、業務を履行するにあたって「池田市情報セキュリティポリシー」内の「外部委託」の項目を厳正に遵守すること。

7. 業務従事者の要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 業務に従事する全ての者と個別に退職後も有効な守秘義務契約を締結しており、その内容を証明する書面等を提示及び提供できることが望ましい。
- (2) 本業務に従事する者は、他公立病院（一般病床300床以上）の全般的な課題及び医療政策

動向に精通しており、適切で迅速な情報共有ができ、かつ、客観的なデータや各種通達に従った提案を行える能力を有することが望ましい。

(3) 本業務に従事する者は、病院職員（事務部門だけでなく、医師や看護師、他医療従事者等）との適切なアプローチ方法を心得ており、良好なコミュニケーションをとることができる能力を有することが望ましい。

(4) 本業務に従事する者は、公立病院に対して公立病院改革ガイドラインに基づく公立病院経営強化プラン策定・実行支援業務を実施した経験を有し、具体的なスケジュール、手法等の提案を行える能力を有すること。

(5) 本業務に従事する者は、経営改善の手法及びそれに伴う資料作成等の提案ができる能力を有すること。

(6) 本業務に従事する者は、公立病院（一般病床300床以上）の経営改善支援業務に従事した経験を有すること（下記は一例）。また、医師や看護師、その他医療技術員等への現場介入を伴う業務改善支援が含まれることに鑑み、主担当者は、以下のうち（カ）及び（キ）の業務経験があることが特に望まれる。

(ア) 地域医療連携支援業務

(イ) 病院部門職員の目標管理支援業務

(ウ) パス改善支援業務

(エ) D P C分析に係る改善業務

(オ) 経営指標分析業務

(カ) (ア) から (オ) まで、その他のデータに基づく医療従事者への経営改善に係る指導・助言

(キ) 病院経営管理層及び事務局職員に向けた経営改善全般の指導・助言